処　分　基　準

令和元年１２月１２日作成

法　　令　　名：遺失物法施行規則
根　拠　条　項：第30条第１項
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法第17条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第５条第５号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第30条第１項（指定の取消し）
処　分　基　準： 遺失物法施行令第５条第５号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等をすることができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・　法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第５条第５号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問い合わせ先　：福井県警察本部会計課監査室 （電話　０７７６－２２－２８８０　内線２２６２）
備　　考：